令和4年度一般会計予算特別委員会会議録

令和4年3月15日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 13:43

【案件】

1. 議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから令和4年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第4号 令和4年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

歳入の質疑に入ります。歳入についての質疑を一括して許します。初めに、質疑通告がされております20ページ、市民税、固定資産税について城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

昨日に続くトップバッターです。よろしくお願いします。コロナ禍で収入は減っているのではないかというふうに思っていたんですが、実際に予算要求額を見てみますと、個人市民税で2億6200万円、法人市民税で1億8300万円、合計で4億4600万円の増額ということで計上されておりますけど、当初予算の資料にもコロナの影響なしということを書いています。これはまず、どういう理由だというふうに思われますか。

○税務課長

個人市民税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響として、総務省より発表されました地方税収の見通し等を参考に算出いたしました減額見込率に基づいて、令和3年度当初予算を編成しておりました。しかし、申告の結果においては、その想定を上回る個人所得が計上されており、令和3年度12月補正予算にて算定しました当該年度決算見込みにおいて、個人市民税の収入実績を勘案して、大幅な増額見込みとなったため、令和3年度決算見込みに準じた予算編成を行うことで、前年度当初予算比で増額要求になったものです。

また、法人市民税につきましても、令和3年度当初予算編成時の見込みを上回る堅調な企業 実績による収入実績となっており、経済活動の停滞からの回復傾向が見込まれるため、大幅な 増額見込みとなった令和3年度決算見込みに準じた予算編成を行い、個人市民税と同様に、増 額要求になったものであります。

なお、この傾向は本市だけではなく、全国的なものであって、総務省の2022年度、地方税収の見込みのまとめによりますと、企業の実績回復などを反映して、地方税は2年ぶりの増収で過去最大となっているとのことでございます。

○城丸委員

全国的な傾向ということで、コロナでかなり収入が減っているのではないかというような感じがしましたけど、これもよく分からないとするところだと思います。ただ一つ思うのが、いろんな持続化給付金の経済対策とかがされておりますので、その分が課税対象になっていると聞いております。収入としてみなすということになっていると思います。それが一つの要因かなとか思って考えていますけど、その影響がどの程度か分かりますか。

○税務課長

持続化給付金などを新型コロナウイルス感染症に伴い支給された事業所等に対する助成金につきましては、売上げの補填という観点から、課税所得とされております。影響額につきましては、給付金等が雑収入の一部に含まれていることから、それらが直接的に賦課額にどのような影響を与えているかにつきましては、ちょっと把握ができないことからお答えいたしかねます。

○城丸委員

多分、影響は多少与えているんだろうと思いますけど、本当のところは分からないという答 弁であります。

次に、固定資産税、これも資料を見ると、コロナによる減免がなしということに書いてありますんで、あまり影響がなかったのかなと思いますけど、土地は、市長の初めの言葉のときに路線価格も上がったとみたいなことを言われていましたけど、土地はあまり上がってない。建物が3億4200万円、償却資産で4億4900万円、それでマイナスになった部分もありますけど、合計で6億1400万円の増額の予算が計上してあるということですけど、これはどんなことが言えるんでしょうか。

○税務課長

固定資産税につきましては、実際のところ新築需要が落ちているわけではなくて、企業の設備投資も堅調でございます。新増築家屋の増加により、建物の評価額やそのための地目変更による土地課税標準額の上昇も見られます。また、このほか中小企業者等に対する事業用家屋と償却資産に係る特例措置が令和3年度限りで終了したことに伴いまして、増額要求になったものと考えております。

○城丸委員

多分、私の周りを見ても、家がいっぱい最近建っておりまして、その分があったり、何ですか、太陽光発電の償却資産があったりかなというような感じはしますけど、分かりました。ありがとうございました。

○委員長

次に、26ページ、民生費負担金、公立保育所保護者負担金、私立保育所保護者負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。追加資料3ページが出ておりますので、説明を求めます。

○子育て支援課長

資料で提出しております保育料の他都市比較表では、福岡県の政令市を含む29市について、市町村民税所得割額が19万8千円の1歳児、第1子、標準時間の場合の保育料を記載しております。飯塚市では、直方市と同額で4万8800円となっており、県内では14番目に低い保育料というふうになっております。

○川上委員

保育料無償化に必要な財源はどのぐらいになりますか。

○子育て支援課長

令和4年度当初予算ベースで、保育所など市が徴収する保育所保護者負担金は約2億8千万円、そのほか各施設で徴収している保育料2億円を合わせますと、約4億8千万円の財源が必要となる見込みとなっております。

○委員長

次に、27ページ、教育費負担金、小学校給食費負担金、中学校給食費負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料をもらっていますので、説明をしていただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:06

再 開 10:07

委員会を再開いたします。

○川上委員

失礼しました。給食費の納付書はどういうルートで保護者に渡るか、お尋ねします。

○学校給食課長

学校給食費の納付書につきましては、まず納付につきましては口座振替、また納入通知書により納入をいただいております。口座振替あるいは納入通知書で納入いただく場合に、納入通知書につきましては、現在、学校を通じてご家庭に配付をいただいているところでございます。 〇川上委員

学校給食費のお知らせというのを市長名で保護者に渡すんですけど、これは子ども経由で大人に行くんですかね。

○学校給食課長

年度当初に給食費のお知らせを全児童生徒にお配りをしておりますけども、この分につきましても学校を通じてご家庭に配付をいただいているところでございます。

○川上委員

学校を通じるというのはどういうことですか。子どもに持たせて、子どもが保護者に渡すわけではないんですか。

○学校給食課長

お子さんに持ち帰ってもらって、ご家庭にお持ち帰りをいただいております。

○川上委員

どうしてこういう徴収業務の一部に子どもを巻き込むんですか。

○学校給食課長

学校からの様々なお知らせ等を配付していただく中で、ご指摘の部分ございますけども、納付に関して、最初に言いました口座振替で推奨しているところでございますけども、多くは口座振替で納付いただいているところではございますが、推奨していく中で、どうしても納付書により納付いただいているご家庭につきましては、学校、お子さんを通じて、ご家庭に配付をさせていただいておりますけども、そこについては、特に問題ないというふうには認識してございます。(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:10

再 開 10:11

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

納入についてのお知らせ、また納付書につきましても、様々な配付物とともにご家庭にお持ち帰りをいただいているところで、特に問題はないというふうには認識しております。 (発言する者あり)

○委員長

川上委員、手を挙げてお願いします。

○川上委員

答弁してください。

○学校給食課長

すみません、繰り返しの答弁になりますけども、給食費のお知らせ、また納付書につきましては、様々な配付物、学校からご家庭に配付されますけども、その一つとして捉えております。 その部分については、納付の送達の方法としては、特に問題ないというふうには認識しております。

○川上委員

教育長、答弁をしないという態度なんですかね。

○武井教育長

先ほど担当課長が申し上げたとおりでございます。 (発言する者あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:13

再 開 10:15

委員会を再開いたします。

○教育部長

給食に関するお知らせにつきましても、ほかの多くの配付物と同じように扱っておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

○川上委員

片峯市長の名前で保護者様になっているんだけど、片峯市長はなぜこれを直接保護者に渡さなくて、子どもを通じて渡すんですか。市長、答弁してくれますか。

○片峯市長

片峯誠名でお知らせしているのは、学校給食費の納入について、何月にこれぐらいの食材費がかかります、年間トータルで幾らかかりますというお知らせの内容でございますので、何ら子どもが見ても、子どもたちが見ても、まず問題ないものだと思っています。ひょっとしたら、例えば督促状を支払いが滞っている世帯にだけ、督促状を出すときに、子どもに持たせるとかいうようなことであれば、特定の子どもになるでしょうから、それは教育的に問題があるのかなと思いますが、そうではなく、給食費が毎月どれぐらいかかるかというお知らせと、それから基本的に口座振替のお願いを教育委員会として、今度から市になりますね、市としてしていますので、それを口座振替でなく納入という形でお支払いを希望される世帯についてのみ納付書をお渡しするということですから、これらについては、問題はないのではないかというように考えております。

○川上委員

市長、私は問題があるかないかは次の話なので、なぜ子どもに渡すのかと、なぜ親に、直接、 保護者に渡さないのかと、市が。これを聞いているわけですよ。

○学校給食課長

給食費のお知らせにつきましては、他の配付物と同様に、確かに子どもさんを通じてではありますけども、あくまでも通知でございますので、その部分は特にその他の配付物と同じような取扱いをしているという認識でございます。

○川上委員

これが親に届かなかったら、誰の責任なるんですか。

○学校給食課長

ただいま委員がお尋ねの部分で、お持ち帰りされて、もしかして渡らないという想定であるかとは思いますけども、その場合に責任を追及するとかそういったことはございません。あくまでも通知でございます。納付に関しては、仮に未納のご家庭がありましたら、こちらから連絡等もいたしますし、そこは確実に持ち帰りいただいているという前提で考えているところでございます。(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:20

再 開 10:27

委員会を再開いたします。

○委員長

川上委員、要綱とかで決まっているんですかという質疑をしてもらっていいですか。何か決まりがあるのか、ないか。

○学校給食課長

学校給食に関連するお知らせ等は、特に要綱の定めはございませんけども、他の配付物と同様の取扱いで、ご家庭にお持ち帰りをいただいているところでございます。

○川上委員

片峯市長、教育長、何の根拠もなく、あなた方はこれを子どもに持たせて、年間何万円もの 給食費がかかるというのを保護者に渡させているわけだけど、渡っているかどうかについても 関心を持っていないようです。こうしたことは、マンネリ的に行われていると子どもの児童虐 待防止に役に立つのかどうか、どう思うか、答弁してください。

○武井教育長

例えば児童虐待のリスクが高いような家庭につきまして、おそらく質問委員のご懸念は、こういった文章が家庭に何か刺激を与えて、親子関係が悪化をしたりというようなことで、何か虐待が進行したりというようなことも、想像力を働かせればあるのではないかというようなことも含んだお話ではないかなというふうに、お話を承りながら聞いております。学級担任が気になる児童生徒、虐待も含めて、先ほどのお話の中で、学校教育課長もご答弁いたしましたけれども、そういった気になる家庭については、家庭訪問などを通じて、家庭の状況を把握することも含めて、そういうきめ細かな対応も検討されるべきではないかなと考えているところでございます。(発言する者あり)

○川上委員

これを子どもに持たせて保護者に渡させようとする行為が、児童虐待防止に役に立つのかと 聞いたわけですよ。教育長に聞いているんよ。

○武井教育長

先ほどご答弁いたしましたけれども、委員がご指摘のように、学校が家庭に配付をするとき には様々なことを想定しながら、考えていかなければならないと思っているところでございま す。

○川上委員

片峯市長、同じ質問の答弁をしてください。

○片峯市長

配付することが、児童虐待防止に効果があるのかと。効果があるものではないと思っています。また逆に、それを御覧になってお分かりになっていただいていると思いますが、給食費は毎月、給食実施日数が異なりますから、月の食材費は、実は異なります。しかしながら、保護者の負担軽減等も考えて、年間の10か月割ということで算出していますので、一覧表にあるとおり月の徴収額を均等にしていますので、そういうことについて保護者にお知らせをする。そのことが、児童虐待に直接つながるということも考えておりません。

○川上委員

市長、直接というのは何ですか。

○片峯市長

先ほど教育長も答弁しましたとおり、そのことで、こんなに給食費がかかっているのかということで、それを自分に対する抑圧的に捉え、子どもに当たるとかいうようなことは、非常に通常の子育てにおいて考えがたいことであるというように思っていますので、直接という表現をいたしました。

○川上委員

3児童死亡事例から学ぶことがまだできていないということのあらわれる答弁が続いておる

と思っています。学校給食無償化は学校給食法第11条によりできないという答弁を繰り返していますけども、本当ですか。

○学校給食課長

学校給食費につきましては、学校給食法第11条の中の経費の区分という規定がございます。 その第2項で、学校給食に関わる施設及び整備の部分が設置者で負担すると、それ以外の部分 については保護者負担とするという規定がございます。それに従って、本市では、食材費の部 分につきましては、保護者様に負担をいただいているところでございます。

○川上委員

11条にできないのかと聞いたわけですよ。本当かと、それは。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:35

再 開 10:35

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

学校給食費につきましては、無償化と全部または一部を自治体のほうが負担するということはできないことはございません。本市におきましては、給食費の負担については、保護者様への負担をお願いしているところでございます。

○川上委員

答弁を変えたわけですね、本会議とね。できないことはないということは、できるわけです よね、どういうときにできるんですか。

○片峯市長

市や教育委員会が、学校給食の実施について、給食費無償化という踏み込んだ対応をするという決断をした場合には可能です。

○川上委員

学校給食法第11条は何の関係もないと、できない理由にはならないということですね、ちょっと確認してください。

○学校給食課長

学校給食法第11条で、経費の区分について、原則で示されておりますので、その部分で無 償化するかどうかは、自治体の判断によるところでございます。

○学校給食課長

市長の答弁を確認しましょう。市長が決断すればできるということですね。

○片峯市長

最終的に、学校給食は設置者の義務でございますので、最終的にそうなると思いますが、私の考え方としては、教育委員会としっかり協議しながら、そういう決断も可能であるというように考えております。

○川上委員

先ほどから私は、学校給食法を盾にとってしないというような答弁が、ずっとこの間続いていたので、それについてお尋ねしたところ、片峯市長が今そのことについては、教育委員会ともよく相談したいと言われて、非常に重要な答弁されたなと思うんだけど、仮に本市で学校給食費無償化した場合に幾ら費用がかかりますか、財源としては。

○学校給食課長

令和2年度の実績でお答えをさせていただきます。小中学校の学校給食費が約4億6415万円、それから生活保護費、就学援助等を差引きますと、残りの2億9776万円が必要となります。

○川上委員

半額負担だったら幾らになりますか。

○学校給食課長

半額負担の場合は、約1億488万円でございます。

〇委員長

次の質疑事項については、城丸委員より取下げの旨の申出があっております。 次に、30ページ、衛生手数料、ごみ処理手数料、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料の説明をお願いします。

○環境対策課長

資料4ページのごみ袋に係る住民負担の他市比較について説明をさせていただきます。資料は、令和4年2月23日時点のもので、飯塚市の単価は令和4年度からの改定後の価格とし、県内18市及び桂川町のごみ袋料金の状況を掲載しております。表は、各自治体のごみ袋、大中小の各容量、10枚、1巻の税込み価格単価及び1リットル当たり単価を示させていただいております。また、下段には各自治体の平均値と、本市と同容量の自治体の平均価格、及び本市以外で同容量の自治体の平均価格を上げております。本市のごみ袋代としましては、同容量の平均とほぼ同額となっており、全体的にもおおむね平均的な額となっております。以上、簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○委員長

次に、34ページ、総務費補助金、外国人受入環境整備交付金について、守光委員の質疑を 許します。

○守光委員

予算書の34ページの外国人受入環境整備交付金についてを質問いたします。この事業の内容と目的についてお尋ねいたします。

○国際政策課長

本交付金228万円につきましては、法務省所管の出入国在留管理庁により、在留外国人による在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育てといった生活に関する相談に対応するため、情報提供や相談等を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営経費の2分の1が交付されるものであります。本市では、多言語に対応した通訳のタブレット費用や、国際政策課に配置しております職員2名の人件費を想定しております。

○守光委員

今のご答弁で情報提供や相談等の多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営経費の2分の1が交付されるものでありますということでありますけども、では、どのような相談体制になっておるのか、お尋ねいたします。

○国際政策課長

日本語を母語としない外国人への支援といたしまして、15か国語に対応しました通訳のタブレットを本庁に1台設置しております。また、国際政策課に外国人相談窓口を設置しまして、ベトナム語と英語が対応できる職員2名を配置しております。来庁や電話等による相談に対し、適切な情報の提供や手続等の支援を行っています。福岡県外国人相談センターや、福岡県行政書士会等との関係機関との連携により、行政書士、社会保険労務士、弁護士といった専門家による相談対応へとつなぐ体制を整えております。

○守光委員

では、本市に寄せられます相談件数、また、相談内容はどういったものなのか、お尋ねいたします。

○国際政策課長

相談窓口の対応件数につきましては、今年度の事例でございますが、本年1月末現在におきまして125件となっております。このうち、多言語による通訳タブレットの利用件数は43件でございます。主な相談内容につきましては、社会保険、年金、税金についての手続の方法や通知に関するお尋ねが多く、日本語教室等についての問合せも多くあっております。言語につきましては、英語が1番多く、ベトナム語、中国語、インドネシア語の利用がございます。

○守光委員

新型コロナウイルスの影響で入国制限がなされておりましたけども、今後、徐々に緩和され、本市にも多くの外国人留学生や技能実習生の方が増えてくる可能性もあります。それに伴い相談が増加することも予想されております。これまでも多言語のタブレット等を利用して、相談体制を構築されておりますけども、社会の変容に応じて、外国人を取り巻く環境が厳しくなり、相談内容が多様化、また複雑化していると言われております。今後も相談者に寄り添いながら、相談体制の充実を図っていく工夫をしっかりと行っていただくよう要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、34ページ、総務費補助金、デジタル基盤改革支援補助金について、守光委員の質疑 を許します。

○守光委員

続きまして、デジタル基盤改革支援補助金、1点だけ、この補助金はどのようなものなのか、 お尋ねいたします。

○情報政策課長

本補助金につきましては、国の運営するポータルサイトでございますマイナポータルから、マイナンバーカードを用いてのオンライン手続を可能とするために必要となります情報システムの整備を市町村が実施をする際の経費について、国が支援するものでございます。今回、具体的には転出転入手続のワンストップ化に向けた、転出転入者の情報連携及び住民基本台帳法の一部改正に対応するための情報システム整備に係る経費に対する補助金、補助率2分の1でございます。

○委員長

次に、37ページ、衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金について、守光委員の質疑 を許します。

○守光委員

37ページの衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金についてをお伺いいたします。以前、だいぶ前に一般質問等で風しんの予防接種費用が、大体個人ですれば9千円前後かかるということで、その一部を助成ができないかということで、市長のほうに行って、そのあと6千円、補助金がついておりましたけれども、その後また国の法等もいろいろありまして、またちょっと変わっているのではないかなと思うんですけども、その内容についてお尋ねいたします。

○健幸保健課長

風しんは、成人がかかると症状が重くなることがあり、また妊娠初期の方に感染させてしまうと、生まれてくる子どもの目や耳、心臓に障がいが起きることがあります。本事業は、風しんの感染拡大を防止するため、過去に公的に予防接種が行われていない昭和37年度から昭和53年度生まれの男性に、原則無料で風しん抗体検査と予防接種が可能なクーポン券を送付する事業であり、その事業費に対して国が2分の1の補助をするものとなっております。

○守光委員

では今現在、本市の現状についてをお尋ねいたします。

○健幸保健課長

この事業は、令和元年度から令和3年度の3年間で実施しておりまして、現時点での抗体検査受診率は、対象者1万2911人に対して検査受診者3943人で、受診率は約31%となっております。また、検査受診者のうち抗体が低かった人1026人に対して、予防接種を実施した人は883人で、接種率は86.1%となっております。

○守光委員

今後の本市の取組をお尋ねいたします。

○健幸保健課長

国は、事業の期間延長の協力依頼を自治体に現在通知しており、令和4年度も継続して実施されることとなっております。本市は、前3年間の検査の未受診者に対して、4月にクーポンを送付し、再勧奨する予定としております。

○守光委員

未受診者に対して、4月にクーポンを送付される予定となっているということでありますので、先ほどのご答弁で対象者1万2911人に対して検査受診者が3943人、31%程度ということでありましたので、また大事な取組だと思っておりますので、最終的にはご本人の判断でされることだと思いますけども、情報提供をしっかり行っていただくことを要望して、質問を終わります。

○委員長

次の質疑事項については、永末委員より取り下げる旨の申出があっておりますので、よろしくお願いします。

次に、60ページ、雑入、児童クラブ利用料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の5ページに資料がありますので、説明を求めます。

○学校教育課長

児童クラブ利用料の他市比較資料についてご説明いたします。令和4年2月末現在の児童クラブ利用料及び延長料に関しまして、飯塚市、近隣市及び県内の人口10万人前後の市、合わせて10市の現状お示ししております。10市での比較ではございますが、利用料の平均は5448円、延長料利用料は、実施しております7市の平均2071円でございまして、本市は、以前の利用料に関しましても平均以下の利用料でございます。以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○川上委員

児童クラブ利用料保護者負担を半額にする場合に、必要となる財源は幾らぐらいになりますか。

○学校教育課長

令和4年度当初予算ベースで申しますと、調定額が約8328万円の半額、約4164万円の財源が必要となります。

○委員長

次に、62ページ、市債について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

62ページの市債につきまして、1点だけ確認させていただきます。令和3年度に比べまして、市債が大幅に減額になっているんですけど、これはどういった理由からでしょうか。

○財政課長

令和4年度当初予算資料の12ページを御覧いただきたいと思います。市債総額につきましては、令和4年度と令和3年度の当初予算を比較いたしまして、23億9850万円の減となっております。その主な理由としましては、臨時財政対策債において、18億6500万円の減となっております。臨時財政対策債は普通交付税を交付する原資となる国税収入が不足する

場合に、普通交付税の一部を臨時財政対策債として借入れ、その償還費用を後年度に普通交付税措置する制度でございますが、普通交付税交付の原資となる国税収入が増となったことで、国の財源不足が減少したため減額になったものでございます。そのほか、市債の対象となる事業の進捗や事業の完了に伴う増減がございまして、保育所施設整備事業債で6億2470万円の増、浸水対策事業債で4億360万円の増などがあるものの、交流センター整備事業で8億6千万円の減、体育館等建設事業を含む保健体育施設整備事業債で8億2910万円の減などにより、減額となっているものでございます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、歳入について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:56

再 開 11:04

委員会を再開いたします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を終 結いたします。

次に、総括質疑に入ります。初めに質疑通告されております防災対策関連予算について、川 上委員の質疑を許します。

○川上委員

河川対策に関連して、明星寺川に河川監視カメラ設置の予算の計上がありますが、事情を伺います。

○防災安全課長

合併前に旧穂波町において水位警報システムを設置しておりましたけども、その水位警報システムが故障したことにより、地元と協議して、河川監視カメラで設置するという目的になっております。

○川上委員

建花寺川、庄司川、庄内川については県事業、県河川ということだと思うんですけれども、 市の予算計上があるのか、ないのか。また、県はどういう取組をしておるのか、お尋ねします。 〇土木建設課長

福岡県が実施しております庄司川浸水対策重点緊急事業に対し、飯塚市が連携し令和4年度 予算にて行う事業は、福岡県が改修しております庄司川に流入しております農業用排水路2か 所の出口に、逆流防止弁を設置する予算として1650万円を計上しております。この逆流防 止弁は、降雨による庄司川の水位が上昇した際に、農業用水路への逆流が発生することを防止 するための設置になります。この工事により、農業用排水上流域での浸水被害の軽減が図られ るものです。

それから、福岡県での主な事業としまして、河川改修、橋梁の架け替え、調節池の整備が実施されるところでございます。国土交通省におきましては、遠賀川本線の河道掘削及び庄司川排水機場の増設が実施され、現在の排水能力毎秒15トンから5トン増設され、合計20トンのポンプが設置される計画になっております。この事業は令和2年度から開始され、令和6年度までの5か年計画であり、事業が完成しますと庄司川流域の床上浸水の軽減が図れる事業となっております。

○川上委員

森林保全対策、土砂災害防止との関連で、龍王林道の管理費はどのくらい組んでいるのか、 お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:08

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

一旦保留して、次の質疑に移ります。

次に、社会資本整備総合交付金関連予算について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料集の90ページ、91ページの説明を求めます。

○財政課長

この資料は、令和4年度当初予算で計上している社会資本整備総合交付金の対象事業と事業費を整理したものでございます。表の左から通し番号、社会資本整備総合交付金の対象となる事業の歳出予算の費目、事業名、対象事業費の内訳、交付率、歳出の対象事業費、社会資本整備総合交付金の予算額、そのほかの財源内訳を一覧化いたしております。社会資本整備総合交付金は、対象事業費に交付率を乗じて算出されるため、毎年度の事業費、事業量の多寡により変動いたします。令和4年度の当初予算では、10億1616万7千円の交付を見込んでおります。

○川上委員

総額はどう決まるんですか。

○財政課長

社会資本整備総合交付金は、その対象となるメニューが定められており、本市で対象メニューにある事業に取り組む際に、事業計画を作成の上、交付を要望し申請するものでございます。交付申請の結果、採択された事業について、国等の予算の範囲内で対象事業費が査定され、その額に交付率を乗じて交付額が確定することになります。

○川上委員

国の予算の範囲内でということなんだけど、飯塚市に対してはこれぐらいということで 10億円が来たのかなと思っているんですけど、配分はどう考えているんですか。

○財政課長

先ほど申しましたとおり、社会資本整備総合交付金は、対象事業費に交付率を乗じて算出されるため、毎年度の事業費、事業量の多寡により変動いたしております。また、今言われたような例を申しますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のように、総額幾らを交付するから、あとは自治体で自由に組立てして使ってよいというような制度ではございません。あくまで、社会資本整備総合交付金の対象となる事業メニューに合致する市の事業に、交付率を乗じて算定した額が交付されるものとなります。

○委員長

川上委員に申し上げます。質疑時間が5分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

とはいえ、総額おおよその目安となる額があるのではないんですか。

○財政課長

飯塚市として、そういった大枠の額というような目安は持っておりませんし、もともとない ものと考えております。

○川上委員

国のほうではそういう考え方ではないのではないかと思うけど、どうですか。

○財政課長

国のほうでそうなっているかどうかということにつきましては、存じ上げておりません。

○川上委員

今回、予算計上を見ると、10億円のうち体育館関係が4億7千万円になっていますよね。 これによって、本来やりたいという生活関連の密接な工事などが圧迫を受けて、できないとい う状況が生じていないか、お尋ねします。

○財政課長

先ほども申しましたとおり、飯塚市に対してこの枠があるというようなことではございませんので、体育館整備事業を実施することによって、ほかの事業が圧迫されるというようなことはないものと考えております。

○川上委員

また議論しましょう。それで社会資本総合整備計画の策定、変更の状況を関連して伺います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

○財政課長

社会資本整備総合交付金を活用する事業につきましては、各事業につきまして個別に社会資本整備総合交付金に関する計画を策定しております。こちらにつきましては、市全体での計画ということではなくて、個別の事業に対して、それぞれ計画を策定いたします。ですので、複数年の事業であれば、その期間中の個別計画を策定しまして、その期間中に変更がある場合は、その際に計画を変更するというようなことになります。

○川上委員

それは分かっているんですけど、ホームページで記載の分について、ちょっとお尋ねしたかったんですね。

○財政課長

ホームページに記載されております中心市街地の分につきましては、過去策定した計画の分であったと認識しております。

○総合政策課長

ホームページに掲載されている分につきましては、飯塚拠点連携型拠点地区の社会資本総合整備計画及び都市再生整備計画のことだと思われますが、こちらにつきましては、当初まず平成28年に二瀬交流センター、立岩交流センターの都市再生整備計画を策定したものが掲載されておりまして、これの第2回変更において、体育館の都市再生整備計画を追加したものが、第2回の変更分となっております。また、第3回の変更の部分につきましては、令和2年の4月から制度自体が変更になり、都市構造再編集中支援事業というものが新たに創設されたことに伴う変更ということになっております。

○川上委員

交通安全対策とかにも活かせる中身のはずなので、生活密接関係の、しかも地元の業者が仕事できる、そういった方向の手当てもしてもらいたいと思います。これは要望で。

○委員長

次に、先ほど川上委員の質疑に対して保留をしておりました分で、用意ができたとのことで すので、お願いいたします。

○農業十木課長

先ほどのご質問の回答として、1180万円ほど計上しております。

○川上委員

内訳、どういう仕事をするのか、お尋ねします。

○農業土木課長

維持補修費、各所補修工事、ごみ手数料などを計上させていただいております。それと草刈りも行います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:24

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連事業について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の84ページから87ページの資料の説明をお願いします。

○財政課長

この資料は、令和4年度当初予算で計上している新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の事業費、財源内訳などを整理したものでございます。表の左から通し番号、所管課、事業区分、事業名、予算額とその財源内訳を記載いたしております。事業区分につきましては、市独自事業、国及び県補助対象事業に区分した上で、その右に記載している丸囲みの数字で、表の上に記載しております事業区分、①の市民生活・市民活動の維持・継続、②民間事業の継続・雇用の維持、③新たな暮らしスタイルへの対応、④新たな付加価値の創出、⑤公務の維持・継続等に区分いたしております。

87ページをお願いいたします。通し番号の44番に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6億円を計上し、その下に合計を記載いたしております。令和4年度当初予算では、事業費12億8729万9千円、一般財源の額は3243万7千円を計上いたしております。その下に、事業区分別の集計を記載いたしております。この事業区分別の集計の財源内訳には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は含んでおりませんが、当該交付金は、一般財源の部分に活用することといたしております。コロナワクチン接種事業を含む事業区分①市民生活・市民活動の維持・継続、②民間事業の継続・雇用の維持、③新たな暮らしスタイルへの対応の3つの区分の合計で、事業費12億4882万円を計上いたしておりまして、令和4年度のコロナ対策の大部分を占めております。

○川上委員

事業費が12億8700万円程度で終わっています。国、県が11億円の財源を示しているのに、どうしてこのくらいになっているんですか。

○財政課長

令和4年度当初予算編成において、令和4年度に必要な事業を見込んだ際に、この12億8700万円という数字が出てきたという結果でございます。

○川上委員

この分野で市長のイニシアチブはどのように発揮されたんですか。

○行政経営部長

現在もコロナの感染拡大の中で、非常に市民生活で困っていらっしゃる方々もいらっしゃいますし、また経済活動のほうも停滞している状況も見受けられることから、しっかりこのあたりは必要な事業は、きちんとやっていくということを確認して、令和4年度のコロナ関係の予算を編成しているところでございます。

○川上委員

国、県が財源11億円示しているんですよ。本市の財源は3千万円程度なんですね。これは、 今後補正で必要な場合に手を打っていくという考え方ですか。

○財政課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それは後手後手になっていくのではないのですか。

○財政課長

必要なときに必要な措置をしていくというところで考えておりますので、後手になるとは考えておりません。

○川上委員

今やるべき課題が幾つもあるのに、やらないということは、補正でやっていきましょうというのは、最初から後手を準備しているということになりませんか。

○財政課長

今、必要だと考えている事業につきましては、当初予算に計上していると考えております。

○川上委員

それを計上する上で片峯市長のイニシアチブはどこにあったかと聞いたわけですね。

○片峯市長

次年度の予算編成で、特にコロナウイルスに対応するための予算編成については、このような指示をいたしました。大きな柱については、この2年間変わるものではありませんが、今のコロナの状況も、庁議の中でお話をしまして、各部の各課において、市民生活の現状を把握したり、また、アフターコロナを想定して、どのようなことが今必要かということをボトムアップ形式で各課、そしてそれを各部で取りまとめたものを私ども特別職のほうで、最終的にヒアリングをしまして、そのほとんどを組み込んで、予算編成をしたという流れでございます。

○川上委員

片峯市長らしい独自のイニシアチブというのはなかったということですね。 資料にあります三角マークの6億円というのは何のことですか。

○財政課長

今、言われてあるのは、資料87ページの44番の一般財源のところの、マイナス6億円のことだと思いますが、こちらにつきましては、地方創生臨時交付金が6億円、国から入ってきますが、これは一般財源をマイナス、減額する効果があるというところで、一般財源の欄につきましては、マイナス6億円と記載いたしております。

○川上委員

ちょっと意味が分かりにくいので、市民に分かるように言っていただけますか。

○財政課長

国のこの地方創生臨時交付金につきましては、6億円入ってきます。しかし、この6億円をどの事業に幾ら使うというような振り分けをしておりませんので、一括してここの欄で計上しているということでございます。失礼しました。仮にこの6億円、地方創生臨時交付金がなければ、その下の合計の欄、ここの国の支出金が6億円を減じた4億8千万円程度となって、一般財源のところは6億3200万円程度であったと。それにつきまして、臨時交付金6億3200万円程度のところに、臨時交付金を活用するとしたことにより、現在合計の欄につきましては、一般財源3200万円となっているものでございますが、分からない——。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:35

再開 11:35

委員会を再開いたします。

○財政課長

繰り返しのような感じにはなりますけれども、この臨時交付金以外の予算を編成した時点で、一般財源の額は6億3200万円程度になっておりました。この臨時交付金を活用できるということになりましたので、6億3200万円から6億円を差し引いて、3200万円の一般財源の額になったということになります。

○川上委員

昨年12月27日までは出そうと決意していた市独自財源を、国から金が来るということが 分かったので、そのお金で新たな組立てをしようと思わないで、もともと予定していた市の一 般財源出動を減じたということなんですね。

○財政課長

結果的にはそういうことになります。

○川上委員

片峯市長の決意がその程度だということはよく分かりました。質問を終わります。

○委員長

次に、市財政の状況と見通しについて、川上の質疑を許します。

○川上委員

という状況の中で、私は片峯市長に提案をしたいわけですね。前年、2年にわたって、暮らしアッププランを提案しておりました。ごみ袋代については成果が得られておりますので、据え置くとして、児童クラブ利用料の半額助成、学校給食半額助成、それから保育料無償化、子ども医療費自己負担ゼロを行うと、どのぐらいの財政出動が必要になりますか。

○財政課長

先ほどの答弁等で、答弁があっておりました額の積み上げで、約7億3千万円程度となって おります。

○川上委員

これは809億円を超える一般会計予算規模の0.90%ぐらいですね。これをやろうという気になりませんか。

○財政課長

予算規模ではそういった 0.9%という程度になりますけれども、先日の一般質問でも答弁した内容と繰り返しになりますけれども、令和 2年3月の定例会で暮らしアッププランが提案されて以来、今後の財政見通しは予断を許さない状況である中、将来にわたり持続可能なまちであり続けるための財政運営を行っていかなければならないことを第一義として、まずはコロナ禍における市民の命と暮らしを守ること、地域経済の維持を最優先事業として取り組んでいきたいと考えております。議員が提案されております暮らしアッププランにつきましては、恒常的な施策であり、短期で実施する施設整備事業などとは異なりまして、財政調整基金を財源に恒常的に実施するというのは、将来に向けての継続性が担保できず、将来世代に持続可能な行財政運営を引き継ぐことができないこと、また、コロナ対策がいつまで続くのか、国のコロナに係る臨時交付金がいつまで交付されるのか不明である現状、それから今後の少子高齢化による社会保障経費や、公共施設、社会基盤施設の老朽化対策などの増加が見込まれる現状、こういったことを考慮いたしますと、慎重に検討する必要があると考えております。

○川上委員

基金残高が過去最高水準で推移しておりますけど、どういう事情ですか。

○財政課長

令和4年度当初予算資料の78ページを御覧いただきたいと思います。財源調整につきまし

ては、財政調整基金と減債基金の2つの基金を組み合わせた取崩しで調整いたしておりますの で、表の一番下の一般会計の財政調整基金及び減債基金の数値でお答えさせていただきます。 合併時の残高が約61億9300万円であったものが増加した要因ということでございますが、 こちらにつきましては行革の取組、それから合併後の市債を活用した投資的事業を一定程度抑 制したことによる公債費の抑制、それから過去の事業の償還完了による公債費の減少、国の経 済対策に係る臨時交付金、こういったことが重なりまして、財政調整基金等を積み立てること ができたものと認識いたしております。残高につきましては、平成28年度以降、増減いたし ております。このうち平成30年度及び令和元年度に増加しておりますが、国債や預金で運用 しておりますので、平成27年度以降は、その運用に係る収入として、毎年度約1億1千万円 の増加要素がございます。それ以上に増加しております平成30年度の場合は、前年度決算、 平成29年度の決算時の不用額発生に伴う剰余金の2分の1を基金に積立てしている額と、平 成30年度決算見込み時の財源調整のための取崩し額との差により増額いたしております。そ れから令和3年度末の見込額につきましては、予算額を反映しておりますが、その増につきま しては、卸売市場跡地の売払い収入21億円、それから本定例会に上程しております補正予算 計上の令和3年度限りの普通交付税の増、約2億4千万円。こういった収入増により、財政調 整基金繰入金が約320万円となっており、さらに、前年度決算剰余金分の積立て約5億円の 増、それと本定例会に上程しております先ほどの普通交付税の増のうち、約5億2千万円、こ ちらが制度上減債基金に積み立てるようになっておりますので、増加する見込みとなっており ます。このように大きく増加する場合につきましては、通常想定されない臨時的な収入がある 場合、こういったときには大きく増加しているというような状況でございます。

○委員長

川上委員に申し上げます。もうすぐ1分を切りますのでよろしくお願いいたします。

○川上委員

コロナ禍の3年間で市債、今言われた2つの基金を合わせた額はどれぐらい伸びてますか。

○財政課長

令和元年度末残高が154億円、令和3年度、令和4年度につきましては、予算額でございますので、見込額にはなりますけれども、令和3年度が164億円でございますので、令和3年度末では10億円程度増加する見込みとなっております。

○川上委員

コロナ禍で増えるんですね。それで市債残高の今後の見通しは。

○財政課長

市債残高が増加している理由としましては、まず、市債残高が増加するのは、起債の借入れ額が元金償還額を超えているというときに増加することになります。近年一般会計で残高が増加しているのは、平成29年度までは本庁舎整備事業、小中一貫校整備事業などで、多額の市債を借りたことによるものと考えております。平成30年度から令和2年度につきましては、大型事業の量が少なく、市債の借入れ額を元金償還額が上回ったため、残高が減少しております。令和3年度は予算上の数字の反映ではございますが、残高が増加しているのは、文化会館改修事業、体育館等建設事業などの大型事業の市債の借入れが見込まれるためでございます。それから令和4年度につきましては、学校給食事業特別会計の廃止に伴い、一般会計に市債残高が加算されたことにより増加いたしております。今後の見通しにつきましては、令和3年6月に公表いたしました財政見通し、あのときから今のところは将来にわたる市債の見込み、見通しを立てておりませんので、そういった状況になるのではないかと考えております。

○川上委員

不用額について、現状と傾向についてお尋ねします。

○財政課長

決算におきまして、例年5%前後の不用額が発生しております。これは入札結果による減少や、事業実施時点での見直し等によるものだと考えております。各年度の歳出全体の不用額の率と、各款の不用額の率を比較して、全体の不用額の率を超える款につきましては、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費に見受けられる状況です。入札の実施が多い工事や、委託料の予算を計上している課に、不用額が多くなる傾向があると考えております。

○川上委員

債務負担行為の動向、額の動向をお尋ねします。

○財政課長

債務負担行為につきましては、おおむね5年間程度で設定することが多い状況でございますが、借上料、融資制度に係る保証料負担金や利子補給、こういったものにつきましては、この予算の目的を達成するために、必要な期間を設定いたしております。債務負担行為の額の動向ということにつきましては、これまでとそう考え方に大きく変更はあってないものと考えております。

○川上委員

財政危機宣言はいつ解除するのかお尋ねします。

○財政課長

財政非常事態宣言、こちらにつきましてそれを発出した当時の背景としまして、合併直後の 平成18年度当初予算では、大幅な財政収支の不均衡が生じまして、次年度以降の予算編成が 困難な財政状況となったことから、財政非常事態宣言をしたものでございます。その当時と現 状を比較しますと、財政調整基金等の残高もございますこともあって、平成18年度のような 翌年度の予算編成ができないといった非常事態には直面していませんので過去の予算特別委員 会でも答弁しておりますとおり、危機的な宣言というのは、現在発していないものと理解して おります。

○川上委員

いつ解除しますか。

○財政課長

解除するという宣言をすることについては、特段今のところ何も考えておりませんけれども、これまでの行財政改革大綱、こういったものの経緯を見てみますと、この財政の非常事態宣言といった文言がなくなっていることからも、それは、現在解除されているのと同じことだと考えております。

○川上委員

では片峯市長、ここで宣言してください。

○行政経営部長

財政課長の答弁と繰り返しになって申し訳ございませんが、確かに平成18年度合併当時は、翌年度の予算も組めないような、そういった緊急事態でありましたので、財政非常事態宣言ということで行財政改革にも大きく取り組んでまいりましたが、今はいろいろご質問もあっておりますとおり、基金のほうも取崩しはございますものの、ある一定程度の基金も残高がございますので、この非常事態宣言ということは認識いたしておりません。

○片峯市長

今、部長が答弁したとおり、私も市の財政状況を見ますと、一言で言いますと決して大きく 余裕がある状況ではありませんが、合併当初に比べると随分、市として財政状況の見通しは明 るいものというふうに考えています。

○川上委員

私は、そもそも財政危機非常事態宣言が発出されるべきであったかどうかについては、批判 的に思っております。市長の先ほどの答弁を確認したいと思いますけれども、プライマリーバ ランスの達成についてはどういう考え方をしていますか。

○財政課長

プライマリーバランス、こちら基礎的財政収支と呼ばれるものでございまして、歳入決算額から市債を差し引いた額、それと歳出決算額から市債に係る元利償還金を引いた額、これを差引きすることで計算されるものでございます。プライマリーバランスが釣り合っていると、現世代の受益と負担がつり合っている、赤字だと過去の市債の返済のために市債を借りているというふうに分析されるものでございます。本市では、財政状況の分析につきましては、市債や公債費を含めた決算全体の数値で行っておりますので、国のように、プライマリーバランスを黒字化するといったような目標設定をする予定はございませんけれども、世代間の負担の公平性の観点から確認をしているような状況でございます。

○川上委員

809億円の予算規模の中で0.9%のこういう、せめてものというコロナ禍の下でね、対策がとれないことはないと思います。片峯市長が、真に誠心誠意と、市民に対して思うのであれば、先ほど学校給食問題で―――。

○委員長

川上議員、時間が来ましたのでまとめていただきますようお願いします。

○川上委員

やり取りしましたけど、非常に不誠実な、法律がこうだからできないんだと言って自分たちのやる気のなさを、無責任さを、かばい立てするような態度で終始してきたと思うんですよ。 今度こそ慎重に検討するのはいいけど、誠心誠意市民に対して検討し、年度途中からでも、 4月からでも、やってもらいたいと思います。答弁してください。

○片峯市長

たしか1年ほど前から、コロナ対策について提言をいただいておりました。当時、市の財政 状況を考えたらそういう時代が来ればいいでしょうねというように私もお答えしたと思います。 ただ、今、お支払いいただいている必要なもの、むしろ税の公平負担性からすると、受益者負 担としていただくべきものは、私はきちんと公平性の観点からいただいて、将来のまちづくり のために、すみません、ちょっとしゃべります、3つあると思うんです。今、ほぼ達成できる なと自分の中で思っているのが、働く場所がある活力ある飯塚市、この見通しは立ってきたと 思っています。来年度以降が非常に楽しみでございます。もう一つが、高齢の方々が元気で活 躍できるようなまち、これについても健康づくりも含めまして、認知症対策も含め、様々な手 だてを打っているところですが、これについてはまだ活躍できるというところについて、1年 度、取り組んでいきたいと思っていますし、そのための投資もやがて必要になると思っていま す。そして何よりも、女性の活躍、そして子育て支援について、将来の飯塚市のために川上議 員のご指摘の視点とは、必ずしも合致するものかどうか分かりませんが、そこについては投資 することが将来につながるとも思っていますので、そのような考え方と市民の支援という考え 方と、総合的に考えながら、将来に向けてしっかりと財政運営と将来への投資、そして本物志 向である市民支援ということをバランスとりながら、取り組んでいきたいと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:57

再開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、江口委員より先日保留にしておりました119ページ、社会福祉総務費、学習支援事業委託料について、先に質疑をしたいとの旨の申出があっておりますので、江口委員に質疑を許します。

○江口委員

119ページ、学習支援事業費についてお聞きいたします。この学習支援事業の内容について、そしてまた委託設計について、あと併せて来年度の取組についてご案内ください。

○生活支援課長

本事業につきましては、生活習慣や学習環境に課題を抱えた生活保護受給世帯を含む生活困 窮者世帯の子どもたちに対し、学習支援や生活指導を実施するとともに、日常生活や進路等に ついての相談や助言、指導を行っております。対象としている学年は、小学校4年生から中学 3年生までで、対象年齢の兄弟姉妹と一緒の場合は、小学校低学年の児童も受け入れておりま す。具体的には、毎週土曜日に、伊岐須会館及び若菜小学校の2か所に、「学び場ふたせ」、 「学び場ほなみ」と名づけた会場で、午前中2時間は学習をし、昼食を挟んで午後からは工作 やレクリエーション等を行っております。委託先につきましては、NPO法人飯塚市青少年健 全育成会連絡協議会となっております。来年度の取組といたしましては、本年度は新型コロナ ウイルスの感染拡大により、学生ボランティアである九州工業大学学生が、学校のコロナ対策 によって、行動を制限されたことから1会場当たり年間40回開催を予定していた事業が、 2月末現在で、1会場当たり13回となり、大幅に縮小せざるを得なくなりました。コロナの 影響が長期化する中で、令和4年度においても先行きが不透明な状況が続きますことから、不 定期な開催により、子どもたちの参加意欲が低下しないように、効果的で持続可能な方法とし て、タブレット端末を活用したリモートによる開催が可能になるように、タブレット端末の予 算を計上させていただいております。また、タブレットの利用につきましては、通常の開催の 場合においても、学生ボランティア指導のもと学習時の調べもののほか、情報端末の取扱い方、 リモート時におけるコミュニケーション方法等の学習に活用するなど、幅広く使用することが できます。このタブレット端末を1会場につき講師分も含めた計8台を設置し、1年間を通じ て、事業が実施できるように改善を行うものでございます。

○江口委員

このリモートでの学習というのは、非常に有効であると思うんです。ただ片一方で、子どもたちには、今それこそ学校のほうでGIGA端末を配っていますよね。福祉文教委員会の中で、ICT教育についてという形で特別付託をいただいています。その中で、青少健のこの学び場の事業ではないんですが、NPO法人のいるかさんが行っていただいている楽市だったりとか、領田であったりとかで行っていただいている同じような学習支援がございます。そういったときに機材、GIGA端末を使うことができるのかというお話を差し上げたら、申入れがあったら、しっかり検討しますというお話を学校教育課のほうからいただいておりました。今回、タブレットを予算計上されているわけなんだけれど、これはこれでいろんな用途があるのでありだと思うんですが、片一方で、人が増えたときとかを考えると、そういったGIGA端末を使えるというのは、アドバンテージになる、非常に有効だと思うんです。そこで、教育委員会、学校教育課にお聞きしたいんですが、学習支援事業において、GIGA端末を使わせていただきたいというふうな形で申入れがあった場合、それについては使うことはできますか。

○学校教育課長

現在、小中学校で配付しております学習支援用タブレット端末ですが、この学習支援のほうで、活用してもらうのは大丈夫でございます。

○江口委員

今、教育委員会のほうからは問題ないというお話でした。ぜひ、そういったことも含めながら、制度設計をやっていただきたいと思うんです。それができると、今回予算計上しているのは、2会場分ではあるんだけれど、年度途中で、例えば会場数を増やそうと思ったときに端末がないと言わずに済みますよね。こういった、またオンラインでの学習支援というふうな形になると、ある意味参加していただける、教えていただける方々が、この飯塚の方々じゃなくて

も可能です。ある意味それこそ、場合によっては学ぶほうも、お子様方、参加する子どもたちも会場に来なくて、自宅からやることもできます。そういったことも含め合わせて、考えていただきたいと思うわけですが、その点いかがですか。

○生活支援課長

この事業の重要性を考えてみますと、委員がおっしゃいますように市内全域で実施すること が非常に理想的であるということは、十分に理解をしております。現在、この事業はNPO法 人の青少年健全育成会連絡協議会に委託しておりまして、この正職員が大学生講師やその他の スタッフの手配をしております。しかしながら、このスタッフも安定的に将来に向かって確保 できるとも限らず、これ以上のスタッフの確保が難しいような面も抱えております。委員がお っしゃられましたように、ほかの団体や民間企業で県内では業務委託を行っている自治体も見 られますが、生活困窮者世帯の子どもたちを対象としております本事業では、参加の働きかけ で、個人情報について十分な配慮と備えが必要となってまいります。現状において、この事業 の趣旨に沿う対象者の確保につきましても、教育委員会の就学援助申請者の申込み窓口での参 加者募集ポスターの掲示や、ひとり親家庭に対して児童扶養手当の現況届を発送する際に、参 加者募集チラシの同封、また対象となる生活保護受給世帯への戸別訪問による参加の働きかけ などを行っているところでございますが、なかなか思うようにはその確保ができておらず、こ の効果的な方法についても、継続的に模索しているところでございます。このような趣旨の事 業に対しまして、そのニーズが増加していることについては十分に理解をしておりますが、ま ずはその対象となる事業登録者数を充足させることを目指した上で、今後の事業の拡大につい ても検討してまいりたいと考えております。

○江口委員

2か所をまずしっかりやって、それから後だというふうな形だと思うんだけれど、ただ現実に困っているのは子どもたちなんですよね。そこの2か所に限ったわけではないわけですよ。 そういうことを考えると、もっと積極的に取り組んでいいのかなと思っています。ぜひその点については再考を求めたいと思います。

○委員長

次に、道路の維持管理について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

道路の維持管理について複数の箇所がございますので、総括のほうでさせていただきました。まず、予算書91ページ、交通安全対策事業の関連ですが、それこそ昨年6月には千葉の八街市で小学校から帰宅中に、複数の児童が死傷するという痛ましい交通事故が発生しました。それを受けて、通学路の点検について、文科省からも指示がありましたし、地域のPTAのほうでも、自発的に何とかしなくてはならないと言って、うちの子どもが行く小学校でもそういった話があっておりました。文科省の指示もあって、実施した安全点検について、危険箇所の位置、件数等に関して、資料を提出していただいております。まずその説明からお願いいたします。

○教育総務課長

提出資料の96ページ、通学路における合同点検状況一覧をお願いいたします。通学路における合同点検につきましては、千葉県で発生しました痛ましい事故が契機となりますが、その対応としまして、市内小中学校に対して通学路の緊急点検を依頼し、その結果として、資料のとおり99か所の危険箇所を整理しております。この危険箇所につきましては、延べ4日間、対策実施を担当する関係機関と現地調査を実施し、この調査メンバーと同じ国、県、市の道路管理者や地元警察、小中学校長などで構成いたします飯塚市通学路安全対策推進連絡協議会にて、交通安全対策について検討いたしております。また、この危険箇所の中には、道路管理者が以前から対応中の12か所も協議に加えることとし、その合計として99か所となっており

ます。表の中ほど、危険である理由につきましては、歩道がない、車幅が狭い、車の速度が速い、交通量が多い、見通しが悪い、外側線や道路標示が薄くなっているなどが主な理由として挙げられます。これら危険箇所の対策として、新たな歩道設置やグリーンベルトの設置、カーブミラーの設置、外側線や道路標示の新設や更新などの対策案を検討し、表の中で丸印をつけている管理者を対策実施担当として、今後、危険箇所の早期解消を図っていくこととしております。また、教育委員会、学校が実施する対策につきましては、ハード対策は困難な箇所となりますので、安全教育の徹底や、見守り活動、通学路の変更等も含め、児童生徒の交通安全を図っていくこととしております。

○委員長

江口委員に申し上げます。質疑時間が5分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。

○江口委員

では次に、予算書91ページの交通安全対策事業について、この予算に関しては、具体的な 実施箇所等があるかと思います。事業内容、工事予定箇所の選定について、学校や地域からの 苦情要望等を含め、まずご説明ください。またあわせて、予算書197ページには、道路の維 持修繕工事がございます。こちらの工事予定場所の選定についても、同様に説明をお願いいた します。

○土木管理課長

まず初めに、資料、交通安全対策実施予定箇所一覧についてご説明します。この事業内容としましては、交通安全特別交付金を財源に、交通安全施設を整備し、道路交通環境の向上を図るとともに、交通事故の発生を防止することを目的としているものです。資料に記載しております工事予定箇所につきましては、地域から要望箇所を現地確認した上で、整備が必要であると判断した箇所を工種ごとにまとめたものとなります。次に、資料、維持補修工事実施予定箇所一覧につきましては、道路の安全な通行を確保するため修繕等を実施し、維持管理を行うものです。工事予定箇所につきましては、土木管理課及び各支所経済建設課で受け付けました要望箇所について、現地確認を行った結果、対応が必要であると判断した箇所の一覧となります。なお、交通安全対策事業も含め、予算の範囲内での事業実施となりますことから、前年度からの先送り分や、危険度の高い箇所の選定となっております。

○江口委員

今、ご説明いただきましたが、出していただいた資料を見比べたんです。それを見比べていると、やっぱり、先ほど最後にお話あったように、予算の範囲内でやるしかないんで、前年度からの先送り案件とか、そういう緊急性の高いものから先にやるんだというお話だったかと思います。地域並びに学校からの危険箇所としての要望があったところ全ては、今回の予算ではカバーしてないということでよろしいんですよね。

○土木管理課長

学校教育課のほうから報告がありました交通安全実施箇所につきましては、まだ予算では今回計上しておりませんが、県からの情報によりますと、一応補正がつく、国の補正予算がつくということなので、それを活用して実施してまいりたいと思っています。また道路橋りょう費の中の予算計上しております工事実施予定箇所では、緊急に対応しなければならない箇所が、多数出てきた場合は、やはりその年度に対応ができなくなる箇所もありますので、次年度以降で対応してまいりたいと考えております。

○江口委員

地域の方とお話をしていても、いろんなところで役所のほうに言っていったりするんだけれど、お金がないと言われたりするんだよねっていうのが1件あったりとかするわけです。また、ウオーキングされている方々おられますよね。結構ね。見ていると、歩道を歩く方もおられれ

ば、車道を歩く方もおられるわけですよ。これなぜ車道を歩いているのかというと、歩道が危ないからなんです。前、植栽があって、その木の根が育ってきて、アスファルトが隆起していたりとかするし、片一方では車の出入りのために斜めに切ってあって、こんなふうになっている。だからウオーキングされる方も車道もあれば歩道もある。また、ベビーカーとかの方々も同じように、車道を歩いておられるケースもあるわけなんです。で、道路予算全体に対して歩道の予算、歩道で使っているのは、どのぐらいかというのは分かったりしますか。

○土木管理課長

道路全体での予算として扱っていますので、その年度によって違うこともありますが、ほとんどは車道のほうで使うことが多いです。

○江口委員

で、歩道も大変危ないんだよねというお話を聞くことは当然ございますよね。

○土木管理課長

歩道の維持管理につきましても、車道と同様に、職員での日常の道路パトロールや、市報、ホームページなどにより、住民の方からの情報提供もあっております。これにより、歩道上で不具合が生じているような場所は現地状況を確認し、応急的な補修などは行うようにしております。

○江口委員

現実に歩道を歩かれていて、けがをされる方もおられるんです。ところがその方々の多くは、こけて擦りむいた、服が破れたぐらいなので、市役所に、こうだったんだ、どうにかしてくれというところまではこない。やっぱり市役所に来るのはやっぱり、骨折とかすると、さすがにそれはというふうな形になるんだけれど、そこまでいかないと、もうある意味、泣き寝入りじゃないんだけれど、そういった状況であると思っています。そういったけがをしたとかいうお話とかは聞かれますか。

○土木管理課長

確かに委員がおっしゃられますように、そういう事故等も発生したことがあります。

○委員長

江口委員に申し上げます。間もなく1分を切りますので、よろしくお願いします。

○江口委員

現実には、皆さん方困っているんです。それはもう重々、道路担当課としては御存じだと思います。ぜひ、その部分をもっと、ある意味、庁内で声高に言っていただいて、もっと道路に予算つけてくれよという話をしていただきたい。ぜひ、市長そして財政部局については、そういったところにしっかり配慮していただきたいと思っています。一番の基本ですよ、安全ですから。やっぱりそういったところも含めて、都市の魅力というのはつくられるんだと思っています。ある意味、ふるさと納税が好調だということは、そこに使える部分もあるということだと思います。そういったものを活用しながら、市民の安全そして子どもたちの安全をはかっていただきたいとお願いいたします。

○委員長

では次に、答弁を保留しておりましたブックスタートについて、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

乳幼児健診で行っているブックスタートについて、255ページにあります市立図書館指定 管理委託料1億560万1千円の中に入っているということだったんですけども、これのブックスタートは幾ら計上されているのか教えてください。

○生涯学習課長

指定管理の1億560万1千円のうち、ブックスタート事業に関わります経費といたしましては、約200万円程度が内訳というふうになります。

○金子委員

簡単でいいので、積算根拠は分かりますか、分かる範囲で構いません。

○生涯学習課長

ブックスタートパックにつきましては絵本2冊、それから、それを入れますコットンバッグをセットにしております。内容物につきましては、お勧め絵本リストの冊子、それから図書館利用案内、おはなし会チラシ、地域の子育て情報などを封入しましてお渡ししております。経費としては大体、お1人当たり約1500円程度というふうになっております。

○金子委員

1500円を、出生する子どもに渡す、4か月児健診時に子どもたちに渡す分だということだと思います。じゃあそのブックスタートの目的は、教えてください。

○生涯学習課長

目的につきましては、赤ちゃんと保護者に絵本のパックをお渡しし、絵本を開く楽しい体験 と触れ合いの時間を持つきっかけをつくる事業でございます。

○金子委員

じゃあこの令和2年、元年から、令和2年、3年とコロナがはやりまして、乳幼児健診の形が変わってきた。このときにどのように事業が行われたのか、教えてください。

○生涯学習課長

新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度までは、健幸スポーツ課、現在の健幸保健課が 穂波地区、庄内地区で実施しておりました4か月児の集団健診会場において、ブックスタート 事業にご協力いただく市民ボランティアの方々から、絵本パックをお渡ししておりました。委 員ご質問の令和2年度からは、感染予防対策により集団健診が休止となりましたため、個別健 診のお知らせに、ブックスタート事業の案内を同封して周知し、お近くの図書館に取りに来て いただく方法に変更しております。

○金子委員

今までは乳幼児健診で配ってたけれども、郵送して、図書館に取りに来てもらうようにした ということですよね。分かりました。では、そのコロナでの配付率がどう変わったのかも教え てください。

○生涯学習課長

まず、ブックスタート事業は平成20年8月から開始しております。令和3年3月までに対象となる赤ちゃん1万4253人のうち、1万3318人、93.4%に本をお渡ししております。令和元年度までは常に90%以上のご家庭に絵本をお渡ししており、平成30年度は99.2%、令和元年度は96.1%の赤ちゃんに絵本パックをお渡しできております。しかしながら新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、絵本をお渡しする方法を変更して以降は、令和2年度が50.6%、令和3年度は、令和4年2月28日までの実績でございますけども61.5%となり、以前に比べますと、絵本をお渡しできている率は大きく減少しております。

○金子委員

やっぱり本当に渡せてないんだなということが本当にはっきり分かります。第2次飯塚市子ども読書活動推進計画の分で見ましたら98%に渡しているということが載ってありました。そして現在、61%まで落ちているということで、やっぱりこの約300人以上の方というか、1学年恐らく300人以上の方が、渡せないまま過ごされているのかなと思うと、やはりきちんと渡すような方法を考えなければいけないなと思いました。この第三次飯塚市子ども読書活動推進計画(素案)によりますと、子どもの読書活動の推進は、単に施設を充実する、人を増やすといった観点ではなく、「子どもの読書環境」の充実・強化に向け、子どもの成長段階に応じた目標を示し、長期的、計画的に取り組むことが必要だというふうに述べられております。

本がどのように、誰から渡されたかというのは、子どもと本との出会いが変わってくると私は思います。そして、本は子育てを豊かにする方法だと考えております。乳幼児健診が変わって、本を渡すことが大変、いろいろ考えなくてはいけないことになってきていますので、ぜひ、いろんな関係課と連絡をとりながら、しっかりと本が丁寧に渡される方法を考えていただきたいと思っています。以上で終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算」に対する全ての質疑 を終結いたします。

では次に、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は、議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算案に反対 の立場から討論を行います。

国際社会は今、人類を核戦争の危機から救うための核兵器禁止条約の締結、紛争を戦争に発展させないための平和共同体の発展など、平和を希求する流れ、様々な分野での多様性と関与を求める流れ、気候危機から地球を守る流れが発展するとともに、新型コロナウイルス感染のパンデミックから命と暮らしを守る必死の戦いが展開されています。私はここで、ロシアが核兵器による威嚇をも背景にウクライナに対する侵攻と侵略に抗議し、ロシア軍に即時撤退させる国際世論と誠実な外交の発展を強く求めることを表明したいのです。

さて、我が国においては、自公政権の心中主義を礼賛する長きにわたるかじ取りによって、 格差社会は深刻化を続け、経済は低迷し、国民の所得は厳しくなる中で、消費税が10%に引 き上げられ、社会保障はさらに削減されています。こうして深刻になった国民の暮らしに、新 型コロナウイルス危機が追い打ちをかけています。命と暮らしを守ること、気候危機を打開す ること、ジェンダー平等を追求すること、そして、戦争はしないと決意した日本国憲法9条を 大切にすることは、極めて重要な課題となっています。住民福祉の増進を図ることは地方自治 の本旨であり、本市は今こそ、地方自治の本旨を深く自覚し、住民主権の原則に立ち戻って、 住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりへ、市政の流れを切り替えるべきときを迎えていま す。国が国民の命と財産を顧みない悪政を行うとき、地方自治体として、あらゆる努力を惜し まず戦って、住民を守り抜かなくてはなりません。本市は現在、相当の無駄遣いがある中でも、 住民と市職員の犠牲の上に財政調整基金や減債基金の過去最高水準の貯め込み金を積み上げ続 けています。私は、予算審査に当たり、新型コロナウイルス感染症の危機のもとで、住民福祉 の増進を図る住民の皆さんと協働して頑張る立場から、次の3つの視点で論戦に臨みました。 まず第1の視点、命を守り暮らしを応援する視点から述べます。その1点目は、新型コロナウ イルス対策に力を尽くしているのかについては、関連事業費12億8700万円のうち、財源 としては、国県の11億180万円に対して、市は当初計画から6億円を差し引いて、 3240万円程度にとどめています。新年度対策には、片峯市長のイニシアチブは感じられな いのであります。2点目は、3児童死亡事例の内部検証が行われていないために、その教訓に 基づくしっかりした予算編成になっていないことを指摘しなければなりません。生活保護法に 照らして疑義が生じかねない年金手続等の外部委託は、ケースワーカーの負担軽減のためとの 説明がありますが、そうであるならば、なぜ2人を減員するのでしょうか。最後のセーフテ ィーネットを弱め、職員を犠牲にするやり方は認められません。片峯市長が保護者に発行する 学校給食費に関するお知らせを、何の決まりがないのに、漫然と子どもに持たせ、指摘を受け ても是正する意思を示さない背景には、繰り返しになりますが、内部検証を真剣にやろうとし

ない態度があると言わざるを得ないのであります。 3 点目は、市民の暮らしを応援する5つの提案は、新型コロナ危機から住民を守り、福祉の増進をさらに図る上で、せめてこれだけはと、日本共産党の住民アンケートなどで寄せられた要求を市の財政状況を踏まえて提案したものです。無駄遣いを許さず、市長が決断すれば、ごみ袋代の値下げ、エリアワゴン平日5回と同様運行の実現に見られるように、暮らしを応援する取組は住民の切実な要求であるとともに、財政的にも実現可能な課題です。学校給食費の無償化、あるいは助成の論戦の中で、市長がそれを学校教育法が妨げるものではなく、市長の決断によってできることだと答弁し、教育委員会とも話し合うことになると言ったのは重要ですが、後で受益者負担の公平性などを言い出したのでは、市民の共感は得られないのではないでしょうか。4点目は、自然環境と生活環境を保全し、災害から住民を密接に守るための予算は、極めて脆弱であります。

次に、第2の視点、不要不急の無駄遣いをなくす視点です。新体育館建設を初め、社会資本整備総合交付金に関する事業には、さらに指摘すべきところがあります。新体育館建設については、総事業費に利息を加えた額は、58億円を大きく超えるとのことです。計画そのものの強引さとともに、入札に見られるゼネコンと、地元業者の不透明な在り方、土壌の不具合を理由にした追加工事7億円の負担発生と、分担に見られる片峯市長の無責任さ、反省のなさを見れば、オートレースメインスタンド建設事業36億円、嘉穂劇場に関する事業計画策定などに市民が新たな無駄遣いの不安を感じるのは当然ではないでしょうか。

次に、第3の視点、透明で公正な市政運営を貫く視点から述べます。大型事業の連発に引きずられるように、公募型プロポーザル競争入札が安易に採用される傾向があります。選考委員会がありますが、発注者の立場にある市の職員ばかりで選考委員会をつくり、市民には見えないままに点数をつけて、当選者を決めています。官製談合は許されず、説明責任は市長にあります。競争入札においても、総合評価方式は、本市においては、弱点が指摘されています。さらに、部落解放同盟と同和会に対する補助金は、本市発足以来、4億9千万円に及び、その大半は一部幹部の人件費と社会保険料及び使途不明の行動費などに消えています。その部落解放同盟から、市の政策決定に関わる審議会などに多くのメンバーが出ていることについては、市長の判断基準が示されていません。人権啓発事業として毎年随意契約を続けている委託料は、NPO人権ネットいいづかに対するもので、総額では、本市発足から6億7700万円に及び、人件費が74%、社会保険料など共済費と呼ばれるものもあります。私は過去、地域を記した同和対策施設条例の廃止と、一般条例による管理、地域改善対策事業による市営住宅について、部落解放同盟や同和会に入居推薦を依頼するやり方の廃止と、一般公募を求めて論戦し、一部勢力の妨害を突破して、今日、実現に至ったことについて、深く思うところがあります。

最後に、どうしても触れておきたいことがあります。地方自治の本旨は、繰り返しますが、 住民の福祉の増進を図ることにあります。住民主権は、揺るがすことのできない原則であり、 これは、住民の知る権利と深く結びついております。住民の知る権利と、地方自治の本旨にの っとり、市が保有し、または保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し、必要な事 項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、 市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と、民主的な 市政の発展に寄与することを目的とする。これはお気づきと思いますけれども、飯塚市情報公 開条例第1条であります。市長を初め、市役所が改めて肝に銘ずる必要があると考えるわけで あります。各事業についての詳細は本会議で述べることにします。

以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算」

について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして一言御礼を申し上げます。本特別委員会において、3日間という限られた時間の中、非常に中身の濃い充実した審査ができたものと思います。これは、委員各位並びに執行部の皆さんのご協力の賜物と感謝しております。また執行部の皆様におかれましては、通常業務繁忙の中、資料作成などしっかりと対応していただき本当にご苦労さまでございました。さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり意見があっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。皆さんお疲れ様でございました。